

令和4年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和4年3月3日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和4年度町政執行方針
- 8 令和4年度教育行政執行方針
- 9 報告第4号 専決処分の報告について
- 10 議案第5号 広尾町小規模企業振興基本条例の制定について
- 11 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 12 議案第7号 広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例の制定について

○出席議員（12名）

1番 松田健司	2番 浜野隆
3番 萬亀山ちず子	4番 前崎茂
5番 北藤利通	6番 志村國昭
7番 星加廣保	8番 山谷照夫
9番 渡辺富久馬	10番 小田雅二
11番 旗手恵子	13番 堀田成郎

○欠席議員（1名）

12番 浜頭勝

○出席説明員

町長	村瀬優
副町長	田中靖章
会計管理者	山崎勝彦
兼出納室長	山崎勝彦
総務課長	山岸直宏
総務課長補佐	柏崎弥香子

幹 主 課 務 総	齊	藤	美 津 雄
事 参 課 務 総 併	西	内	努
幹 主 課 務 総 併	木	幡	雄
幹 主 課 務 総 併	木	村	樹
幹 主 課 務 総 併	坂	田	昭
長 課 画 企	及	川	之
長 課 民 住	楠	本	美
佐 補 長 課 民 住	佐	藤	美
佐 補 長 課 民 住	山	崎	和
佐 補 長 課 民 住 兼	三	浦	子
幹 主 課 民 住	西	脇	司
長 課 祉 福 健 保	宝	泉	大
佐 補 長 課 祉 福 健 保	今	村	樹
長 所 長 センター 福祉 老人 兼	宝	泉	大
長 所 長 センター 支援 包括 地域	村	上	子
長 所 長 センター 管理 健康 兼	宝	泉	大
長 所 長 センター 管理 健康	三	浦	子
長 所 長 センター 管理 健康	雄	谷	裕
長 室 支 援 育 課 祉 福 健 保	浜	頭	力
長 所 長 センター 支援 包括 世代 育 子	佐	藤	美
長 所 長 園 保 育 お ひろ 園 こ ども 定 認	成	田	ゆ み
長 所 長 園 保 育 お ひろ 園 副 副 園 長	西	脇	子
長 所 長 園 保 育 似 豊 兼	成	田	ゆ み
長 所 長 ホーム 老人 養 特 別	金	石	義
長 所 長 ホーム 老人 養 兼	金	石	義
長 課 林 農	平		則
長 場 牧 営 町 兼	平		則
長 課 光 観 工 商 産 水 建	室	谷	宏
長 課 道 水 設 建	前	田	一
佐 補 長 課 道 水 設 建	三	上	樹
幹 主 課 道 水 設 建	北	藤	通
幹 主 課 道 水 設 建	小	川	司
長 所 長 センター 処理 末 終 水 下 兼	前	田	一
長 課 湾 港	森	谷	亨
佐 補 長 課 湾 港	安	岡	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 美 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、12番、浜頭勝議員より欠席の届出があります。
2月25日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、本定例会に、町長から報告1件、議案22件を受理しております。
また、議会から議案1件、意見書案2件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和3年11月から令和4年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
一般質問は5人の議員から通告があり、3月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日3日から3月11日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日3日から11日までの9日間にしたいと思います
が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3日から3月11日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書31ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 令和3年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

委員会の開催状況ですが、開催日は令和4年1月31日月曜日。

開催場所、出席委員等、出席説明員、出席議会事務局職員は、省略をさせていただきます。記載のとおりです。

調査の内容です。

町立図書館の運営状況について、資料に基づき説明を受け、現地調査も行いました。

図書館の事業ですが、新型コロナウイルス感染症の関係で、この2年間、図書館運営にも影響があるとのことでした。

ブックスタート、サンタのぽけっとおはなし会、出前おはなし隊など、コロナ前と比較すると人数の減少はあるものの、期待されている事業であるということが実績として示されました。また、大人のためのおはなし会、大人のための映画会、図書館まつり、クリスマスおたのしみ会など中止となった事業もありました。

次、新型コロナウイルス感染症拡大対策事業ですが、図書宅配貸出事業、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時閉館期間中に電話で本の貸出依頼を受けて、職員が自宅まで宅配をするという事業です。実績は、令和2年度1回実施して、29件133冊、令和3年度は2回実施して、45件288冊、43件275冊とのことでした。

次に、読書サークル事業ですが、赤ずきん、らっこ座、ベビーサンタの会、サンタのぽけっと、朗読劇の会は、換気に気をつけながら活動をしていたということです。

図書館の開設状況です。これは実績ですが、本館の開館日数、利用者数、貸出冊数、移動図書館車利用者数、移動図書館車貸出冊数、団体の貸出数、団体貸出冊数、これを令和元年度、令和2年度、令和3年の12月末までということで表に表したとおりです。また、図書館の登録者数、これも幼児、小学生、中学生、高校生、一般、合計と、表に表したとおりとなっています。

それから、移動文庫です。月1回の貸出しですが、認定こども園、豊似保育所、子育て支援センター、つつじ児童会、の一まひろお、ふれあい広場などで行っています。

図書の予約数ですが、本館、移動図書館の合計で、令和元年度は509冊400件、令和2年度は435冊

345件とのことでした。令和3年12月末は64冊で52件です。

次に、図書リクエスト数ですが、本館と移動図書館の合計で、令和元年度は147冊130件、令和2年度は181冊169件、令和3年12月末は154冊102件とのことです。

次に、利用状況の指標です。これは、人口、図書購入費・住民1人当たり、図書購入冊数・住民1人当たり、蔵書の冊数・住民1人当たり、住民登録者数・住民1人当たり、貸出冊数・住民1人当たり、登録者1人当たり貸出冊数ということで、表に表したとおりです。

購入雑誌及び新聞ですが、令和3年12月末で、雑誌は46誌、新聞は4紙とのことでした。

現地調査をした結果、町民が利用しやすいよう様々な配慮がされていたということです。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書34ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和3年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

委員会の開催状況であります。開催日が令和4年2月16日水曜日、以下記載のとおりでありますので、省略いたします。

調査の内容ですけれども、赤潮被害の実態と今後の見通しについて、資料に基づき説明を受けました。その後、広尾漁業協同組合で、担当より赤潮の被害状況や、今後の見通しなどの意見交換を行ったものであります。

赤潮の被害についてであります。赤潮に係る主な動きであります。9月20日に北海道が釧路・桂恋漁港で初確認と発表した（同時期、広尾町でも確認されていた）ということから、次のページの12月の北海道が海水モニタリングで全道に拡大まで記載のとおりでありますので、お目通しいただければというふうに思います。

次に、赤潮被害の概況であります。令和4年1月21日現在、北海道漁業被害全体が約81億9,000

万円、うち十勝管内が約2億7,100万円、サケ1万5,300尾、約4,100万円、ウニ100トン、約2億3,000万円、そのほか、サクラマス、クロソイに影響がありました。

赤潮プランクトンの監視結果（令和4年1月26日現在）、令和4年1月3日以降、赤潮の原因となるカレニア属の検出は、日高のみとなっております。

赤潮関連の支援事業については、1)の国の事業と2)、北海道の事業については記載のとおりでありますので、お目通しいたします。

次に、広尾町の事業でありますけれども、赤潮被害調査事業、ホッキガイ生息調査、ウニ生息調査、エゾバイツブ生息調査、漁場環境調査、ホッキガイ再資源調査。赤潮被害対策漁業支援資金利子補給。中小企業金融支援対策事業（赤潮被害対策）です。水産加工業者等に対する資金繰り支援。それから、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金、環境・生態系保全緊急対策事業（赤潮対策）、ウニ漁業に対する漁場把握調査等の活動に対するもの。以上が広尾町の事業であります。

次に、広尾漁業協同組合での現地調査であります。赤潮について、原因プランクトンや分布など資料に基づき説明を受け、意見交換を図ったものであります。

被害状況並びに生存調査について。

ウニは、赤潮被害逸失数量94.5トン、被害総額2億3,000万円。今後、国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用する予定であると。

ウニ籠飼育の種苗。令和3年11月17日、全種苗6万5,000粒の死滅を確認。

ウニ種苗生産施設の種苗は異常なし。

ツブですが、11月下旬からの漁獲状況が悪いために、資源状況の悪化を想定。

サケの遡上・捕獲。河川の遡上が悪く、捕獲数量は前年対比で60%にとどまっております。

エゾバイツブは、漁場移動が確認され、異常なしとのことであります。

ホッキにつきましては、生息・資源調査の結果、全体量の60%減少と推測される。

シシャモは、水揚げ数量は前年対比50%減だが、赤潮を回避し操業海域外に移動した可能性もあり、資源動向までは不明であるとのことであります。

毛ガニについては、前年対比40%減産となったが、操業海域外に移動した可能性も想定される。

タコは、回遊性のオオダコは影響がなかったそうであります。

昆布は、赤潮の影響か判断がつかないが、変色や不純物の付着が見受けられているとのことであります。

今後の見通しについては、今回の赤潮発生のメカニズムなどについては、いまだ解明までには至っていないが、各種の被害状況や地元の水揚げ状況を勘案すれば、赤潮発生が水産資源に大きな被害をもたらしたと推測される。

水産資源の成長は資源再生を含め複数年を要することから、大打撃を受けた状況はすぐには改善されるものではなく、特にウニの全滅やツブなどの貝類にも甚大な被害が発生し、ほかの資源にも影響を与えていると思われるため、令和4年の水揚げ高は非常に厳しいものと想定される。

今後、持続的に漁業を維持するためにも、漁協や漁業者が前浜資源の回復や資源造成など豊かな海づくりに努めていくことが求められると認識している。海況や環境変化に注視し情報収集に努め

るとともに、町や関係機関と連携を図り適切に対応していきたいとのことでありました。

なお、現地での質疑ですが、委員からは、今年のウニの潜水漁業は実施できないと考えていいのかの質疑に対し、全滅状態であるので今年のウニ漁はできないが、環境調査などのモニタリングを実施しながら放流場所の実態把握に取り組みたいとの説明がありました。

委員から、マツブの種苗生産を水産試験場などに要望しているとのことだが、技術は確立されているのかの質疑に対し、ウニのように生産技術が確立されていないことから、ツブの生態把握などを含めて要望しているとの説明がありました。

次に、町への主な質疑ですが、委員からは天気予報のような赤潮発生の予測は今後可能となるのか。可能であればどう生かされるのかという質疑に対し、国や道の衛星データやモニタリング調査が活用できれば、例えば赤潮警戒システムのようなものが構築されと考える。予測が可能となれば、漁業被害の軽減にも生かされるものと推測するとの説明がありました。

次に、委員から、国費がどのように広尾町に生かされているのかの質疑に対し、総務省の交付税措置に赤潮対策に要した経費に対する制度があるので活用していく。例えば、赤潮被害調査事業や利子補給などが対象となる。農林水産省では、北海道赤潮対策緊急支援事業で15億円の予算がつき、ウニ漁業に対する漁場把握調査等の活動経費に70%の交付金が交付される。そのほか、北海道が事業主体となって実施する潜水調査などの調査事業が広域モニタリング事業に活用されるとの説明がありました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の高規格道路「帯広・広尾自動車道」豊似・広尾間の新規事業採択時評価手続の着手についてであります。

かねてより要望活動を行ってまいりました「帯広・広尾自動車道」豊似・広尾間につきまして、

2月25日に国土交通省から当該区間の新規事業採択時評価手続に着手することが発表されましたので、報告させていただきます。

「帯広・広尾自動車道」は、十勝港への物流機能の向上をはじめ、災害対策、救急医療、観光振興など、本町のまちづくりに大きな効果を及ぼす大変重要な道路であり、全線開通に向け、町内会や産業、経済団体とも連携し、町ぐるみで要望活動を展開してまいりました。また、沿線市町村とともに期成会を組織し、国の関係省庁や国会議員などに対し早期の事業化を訴えてきたところであり、このたび新規事業化に大きく前進したものと大変喜ばしく思っております。今後は、一日も早い全線開通に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の漁業の生産実績状況についてであります。

お手元の別冊の行政報告資料1の1ページをお願いいたします。

令和3年の漁業生産は、地元水揚げ17億9,468万円、外地水揚げ1億6,744万円の合計19億6,212万円で、これに外来船水揚げ20億2,569万円を加え、39億8,781万円となり、前年対比90.4%、4億2,241万円の減となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、秋サケ定置網漁業が3億5,425万円、前年比2,526万円増であります。タコ空釣り漁業が1億2,810万円、前年比7,924万円の増となりましたが、沖合底引き網漁業が6億2,672万円、前年比3,777万円の減、シシャモこぎ網漁業が1億3,862万円、前年比4,928万円の減、ツブ籠漁業が8,438万円、前年比7,635万円の減、毛ガニ籠漁業が1億1,092万円、前年比1億7,087万円の減となったほか、スケソウ刺し網漁業なども減となったものであります。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が8,641万円、前年比3,198万円の減となり、組合員外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシまき網漁業が20億701万円ではほぼ全体を占め、前年比1億7,683万円の減となったものであります。

次に、3点目の農業の生産実績状況についてであります。

資料の2ページであります。

広尾町農協の令和3年の農業粗生産高確定額が示され、農産、畜産合わせて前年比3.1%増、過去最高の86億1,921万円に達したところであります。

概況を申し上げます。

畑作では、6月から7月下旬にかけての高温少雨、8月以降の気温と降雨等が危惧されましたが、全般的に順調に推移したことから、一部の作物を除き平年以上の結果となり、農産物全体の粗生産高は前年比19.2%増の3億851万円となりました。

また、飼料用作物は、生育期間全体の気温や日照時間に恵まれ、牧草、飼料用トウモロコシともに平年を上回る収量及び品質となっており、良質な越冬用粗飼料の確保がなされたものと考えております。

畜産では、乳価がやや減少したものの、前年を上回る生乳生産を維持していること、また、肉用牛は枝肉価格や、もと牛取引価格が比較的堅調に推移していることなどから、畜産全体では前年比2.6%増の83億1,070万円となったものであります。

続きまして、4点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについてであります。

令和3年度からスタートいたしました当該実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、事業の追加や修正など、毎年見直しを行うこととしております。今回、昨年の9月補正以降の事業費等の変更や令和4年度以降に実施予定の事業を追加するための見直しを行ったところでありますので、行政報告をさせていただきます。

詳細につきまして、後ほど担当課長に説明いたします。

次に、5点目の第2期広尾町総合戦略の効果検証及び内容の改訂についてであります。

本年2月に第11回広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を書面開催し、第2期広尾町総合戦略の令和2年度終了時点における事業効果の検証を行いました。また、令和2年に策定した本戦略について、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な状況変化に加え、脱炭素化やデジタル化など、昨今の新たな動きを盛り込むための内容の見直しを行ったところでありますので、併せて行政報告をさせていただきます。

この件についても、後ほど担当課長が詳細を説明いたします。

次に、6点目の国保病院医師の着任についてであります。

本年3月1日付で総合診療科医師が着任をいたしました。着任した医師は荒井宗大氏で、現在55歳、前任地はえりも町国保診療所であります。荒井氏の着任により、常勤内科医3名体制が継続され、長期計画に掲げられた常勤医4名体制が維持され、引き続き安定した医療提供がなされるものと考えております。

次に、7点目の新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

本町における接種状況は2月28日現在で、1回目の接種を終えた方が5,524人、接種率は91.7%、2回目の接種を終えた方が5,486人、接種率は91.1%となっております。

次に、3回目となる追加接種の状況につきましては、18歳以上で2回目の接種完了から原則8か月を経過した方を対象に、各医療機関における個別接種と国保病院を会場とした集団接種により、1月18日から順次接種を始めており、2月28日現在で追加接種を終えた方は1,158人で、接種率は22.2%となっております。6月下旬までには希望される全ての方への接種を完了できる見通しとなっております。

なお、追加接種と並行して初回接種を終えていない方への接種機会の提供も継続しておりまして、4月からは新たに5歳から11歳までの方の初回接種の実施を予定しているところであります。

次に、8点目の中川一郎記念館の休館日の変更についてであります。

当該記念館は、昭和63年の開館以来、地元の方や遠方の方からも多くの方に足を運んでいただきましたが、年々入館者が減り、町といたしましても、その状況を踏まえながら、通年の開館から現在の冬期間を休館にするなど、運営方法の変更を重ねてまいりました。しかしながら、一昨年から新型コロナウイルスの影響もあり、入館者ゼロの日が増え、また、緊急事態宣言などを受け、数週間に及ぶ臨時休館も余儀なくされたところであります。

つきましては、現在の新型コロナウイルスの感染状況が収まるまでの当分の間、当該記念館は十

分な感染対策を講じながら土日祝日のみの開館とさせていただくことにしました。

なお、本件につきましては、町のウェブサイトにもその旨掲載し、周知する予定としているところでもあります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、4点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについて、資料の説明をさせていただきます。

行政報告資料2をご覧ください。

まず、1ページ目の（1）、見直しの内容であります。今回の見直しは、①、令和4年度以降、新たに実施を予定している事業の追加登載と②、登載済事業で事業内容・事業費等が大きく変更となった事業の内容変更、以上の2点であります。

次に、（2）、追加・変更事業数であります。新規追加が10事業、変更が27事業、合計37事業であります。

（3）、（4）は、見直しに伴う事業費の関係であります。今回の見直しに伴いまして、事業費は11億894万7,000円の増額となり、10年間の事業費の総合計は413億8,012万9,000円となるものであります。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページと3ページの見開きをご覧ください。

ここから追加事業の内容についてご説明しますが、このうち令和4年度当初予算に計上している事業につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、一番上の事業、集いの杜プロジェクトであります。本事業は、旧野塚小学校を活用し、森林資源など地域の様々な価値を再発見することで観光振興と地域の活性化につなげることを目指す事業であります。事業費は、令和4年度からの2年間で総額2,400万円を見込んでおります。年度ごとの事業内容、財源については、記載のとおりであります。

次に、1枚めくっていただきまして、4ページと5ページをご覧ください。

一番下の事業、学校施設長寿命化工事であります。令和2年度に策定した学校施設長寿命化個別計画に基づきまして、町内小中学校の校舎や体育館の長寿命化工事を行うものでありまして、令和5年度から令和12年度までの8年間で総額8億8,300万円を見込んでおります。前期における事業内容は、記載のとおりであります。

そのほかの追加事業につきましては、後ほど内容をご確認いただければと思います。

次に、2枚ほどめくっていただきまして、8ページ、9ページをご覧ください。

変更事業の内容についてご説明をします。

各事業の真ん中に事業費と財源内訳の欄があります。上段が変更前、下段が変更後の金額となります。こちらも令和4年度当初予算に計上している事業につきましては、基本的に説明を省略させ

ていただきます。

初めに、このページの一番下の事業、重層的支援体制整備事業であります。この事業は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正により、令和3年4月に国により創設された制度でありまして、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の構築を目指すものであります。

次のページ以降にも同じく重層的支援体制整備事業という事業名が幾つかありますが、これらは今まで行ってきた福祉や子育て、介護などの取組を国の制度に対応させ、再編整備したものであります。こちらも令和4年度当初予算に計上している事業でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、14ページと15ページをご覧ください。

一番下の事業、養護老人ホーム非常用自家発電設備更新事業であります。変更前は令和4年度に1,500万円を計上しておりましたが、変更後は実施年度を令和7年度とし、特別養護老人ホームの改築時期に合わせるものであります。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

一番上の事業、養護老人ホーム備品・設備整備事業であります。令和4年度に計画していた車両の購入年度を令和5年度に変更し、事業費を315万円減額するものであります。

その下、特別養護老人ホーム備品・設備整備事業であります。事業内容欄に記載のとおり、令和4年度にベッド更新とボイラー更新を追加するとともに、令和4年度に計画していた送迎車両の更新年度を令和7年度に変更するものであります。これに伴いまして、事業費も記載のとおり変更となり、1,643万円増額で2,750万円とするものであります。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

上から2つ目、真ん中の事業、学校給食センター厨房備品購入事業であります。事業内容欄及び事業費欄のとおり令和4年度と令和5年度に購入する備品を追加し、860万円増額の総額1,670万円とするものであります。

そのほかの変更事業につきましては、後ほど内容をご確認いただければと思います。

次、28ページ、29ページをご覧ください。

こちらが事業費の総括表であります。上段の基本目標別、下段の年度別ごとに集計しております。

下段の年度別の一番下の合計欄をご覧ください。今回の見直しに伴いまして、事業費は冒頭でもご説明したとおり11億894万7,000円の増額となりまして、変更後の総事業費は413億8,012万9,000円となるものであります。この実施計画の見直しにつきましては、2月28日開催のまちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

以上、第6次まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについての説明とさせていただきます。

続けて、5点目の第2期広尾町総合戦略の効果検証及び内容の改訂について、説明をさせていただきます。

行政報告資料3の進捗状況確認シートをお手元にご用意願います。

第2期広尾町総合戦略の令和2年度の事業効果について、この資料に基づきご説明します。

この資料は、本戦略の各政策分野に設定されている基本目標やK P I（重要業績評価指標）ごとに令和2年度の実績値や取組状況などから判断し、表紙の四角で囲った部分に記載しております評価区分の上段、「基本目標、K P I ごとの評価」に掲げるaからeまでの5段階で評価し、さらにそれぞれの指標の評価を踏まえ、政策全体の総合評価を評価区分の下段、「政策ごとの評価」に掲げるAからDまでの4段階で評価を行ったものです。

地方創生推進本部による自己評価、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による外部評価を行いましたので、各政策分野の評価結果を資料によりご説明します。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

初めに、政策分野1の評価です。

政策分野1は、「海と大地に根ざした活気あふれる産業の育成と新たな雇用の創出」であります。ここでは、基本目標を2項目、K P Iを8項目設定しています。各指標の令和2年度の欄の下段に評価欄がありまして、それぞれ評価結果のアルファベットを記載しています。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

このページの中段ほどに評価区分という欄がありまして、各項目の評価結果の集計値をここに記載しています。全10項目のうち、aが1項目、bが1項目、cが7項目、dが1項目となったことから、その下の3、施策の総合評価については、地方創生推進本部による自己評価、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による外部評価ともにC評価、K P I達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したという結果となりました。

次に、3ページをご覧ください。

政策分野2の評価です。

政策分野2は、「海と山が溶け込むまち・広尾はあなたを待ってます」。内容は、海、川、山など自然環境を生かし、交流人口の拡大と移住・定住を促進するものであります。ここでは、基本目標を2項目、K P Iを9項目設定しています。

4ページをご覧ください。

ページ中段の評価結果ですが、全11項目のうち、aが3項目、bが2項目、cが4項目、dが2項目となったことから、その下の3、施策の総合評価については、自己評価、外部評価ともにB評価、一部のK P Iが目標値に達しなかったものの、おおむね成果が得られたという結果となりました。

次に、5ページをお願いします。

政策分野3の評価です。

政策分野3は、「サンタのまちで子どもを産み育てる環境の充実と健やかな成長を支援」。内容は、子育て支援や子育て環境を充実させ、町ぐるみで子どもの健やかな成長を支え合うというものであります。ここでは、基本目標を1項目、K P Iを7項目設定しています。

6ページをお開きください。

ページ上段の評価結果ですが、全8項目のうち、bが2項目、cが5項目、dが1項目となった

ことから、その下の3、施策の総合評価につきましては、自己評価、外部評価ともCという結果となりました。

次に、7ページをお願いします。

政策分野4の評価です。

政策分野4は、「まちを知り、まちに関わる人を育て、まちの魅力を発信する」。内容は、町民参加を基本にまちづくりを担う人材を育成するとともに、サンタランドを核とした観光振興と情報発信の強化に加え、地域間交流により関係人口の拡大を図るものであります。ここでは、基本目標を1項目、KPIを7項目設定しています。

8ページをお開きください。

ページ上段より少し下の評価結果の欄ですが、全8項目のうち、aが2項目、bが1項目、cが5項目となったことから、その下の3、施策の総合評価につきましては、自己評価、外部評価ともCという結果となりました。

各政策分野の評価結果の説明については、以上となります。

令和2年度は計画が始まったばかりということや、新型コロナウイルスの影響もあり、総合評価については4つの政策分野のうち3つがC評価となったものであります。

次に、9ページをご覧ください。

9ページ以降が、本戦略に登載した主な事業・取組の実施状況についてであります。この資料は、本戦略の施策ごとに定めている主な事業・取組について、細事業名と担当課、令和2年度の事業費の実績額、事業内容、進捗状況と課題を記載しているものです。

この第2期総合戦略は令和2年度からスタートしておりますが、令和3年度スタートの第6次まちづくり推進総合計画への登載を検討していた事業を本戦略の事業として1年早くまとめたことから、令和2年度は令和3年度に向けた準備を行うにとどまり、実施なしとなっている事業も多くあります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業が中止され、実施なしとなっている事業もあります。22ページにかけて各事業の状況を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、第2期広尾町総合戦略の内容の改訂について説明させていただきます。

行政報告資料4をお手元にご用意願います。

令和2年度にスタートしたこの第2期総合戦略であります。現在、国が推進している脱炭素化やデジタル化等に関する取組や策定後に新たに改正した事業などを追加するため、このたび見直しを行いました。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1章、総論の第1節、1、策定の趣旨であります。

下線を引いている箇所が今回の見直しの箇所でありまして、このページの最後の段落に今回の改訂の趣旨を追記しております。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハンデであった首都圏からの距離などを強みに転換できるチャンスが訪れたことから、国

の基本方針や北海道の総合戦略の改訂に基づき、本町の総合戦略を改訂するものであります。

2ページをお開きください。

中段の（3）、推進方策であります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国の基本方針2021で新たに重点とされた3つの視点に沿うとしたものです。

次の3ページの上段の枠の中に、その3つの視点を記載しています。Ⅰが「ヒューマン ～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～」、Ⅱが「デジタル ～地域の課題解決や魅力向上に資する地方におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた施策～」、Ⅲが「グリーン ～地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～」、以上3つの視点となります。この3つの視点を踏まえて、各施策の内容や事業、取組について追加、変更しています。

以降は、主な修正点、追加した点についてご説明します。

9ページをお開きください。

政策分野2の1、施策に関する基本的方向性の本文への追加であります。本文の後段に「脱炭素化社会の実現や急速に進むデジタル化など、社会の変化に積極的に対応し、生活の質を高めることで、持続可能な魅力ある地域を創ります」という一文を追加しております。

次に、16ページをお開きください。

第4章、取組の整理の第1節、第一次産業及び商工業の活性化につながる雇用・起業支援の一番下の段、主な事業・取組の欄に、4として「多様な新規就農を支援する体制の構築」という項目を追加しております。これは、令和3年度から実施している農活チャレンジ応援事業など、農業の担い手確保の取組について追加するものとなります。

次に、19ページをお願いします。

第2節の施策①、多様な移住体験による交流人口拡大の上段の考え方という欄に令和3年度から実施している「ふるさとワーキングホリデー」の記載を追加して、記載内容の整理を図っているものです。

次に、20ページをお開きください。

施策②、誰もが居場所と役割を持ち、安心して楽しく暮らせる地域社会の創出。ここの上段の考え方の欄の1行目に「、未活用の廃校舎」という文言を追加しました。これは、令和4年度からの実施を予定している旧野塚小学校の再生プロジェクトをこの総合戦略に位置づけるための文言追加となります。また、後段には、脱炭素化社会の実現に向けた取組、デジタル化への対応についての記載も追加しております。

これに伴いまして、その下の中段のKPIの欄と下段の主な事業・取組の欄にも「、廃校舎」という文言を追加しております。主な事業・取組の欄には、10として「脱炭素社会の実現に向けた取組」、11として「デジタル技術を活用した取組の推進」、以上の2項目についても追加しております。

次に、23ページをお開きください。

第3節の施策②、子育て環境の充実と支援、ここの一番下の項目、主な事業・取組の欄に、6として「子育て世帯支援事業」を追加しております。これは、出産祝い金事業など、子育て世代の経

済的負担を軽減する事業を新たに追加したものであります。

次に、26ページをお開きください。

第4節の施策②、サンタのまちの新しい観光産業の創出と情報発信の強化。ここの上段の考え方の欄の2段落目の最後に、「コロナ明けを見据えた観光客増加への取組を強化します。」という文言を追加しております。

また、同じページ下段の主な事業・取組の欄の3として、「「野遊び」による地方創生の推進」というものを追加しております。こちらは、広尾町の豊富な自然を生かしたアウトドア体験事業を展開し、町内外からの誘客を図り、町の活性化と町内経済への波及につなげることを目指した事業であります。

このほか説明を省略した修正箇所につきましては、全て下線を引いておりますので、後ほどご確認ください。

29ページ以降につきましては、主な事業・取組の概要を整理したものでありまして、今回修正、追加した事業の内容説明や担当課を記載しておりますので、こちらのほうも後ほどご確認ください。

以上で、第2期総合戦略の改訂内容についての説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

再開します。

及川企画課長。

1、企画課長（及川） ただいまご説明させていただきました資料で、ちょっと訂正を1か所させていただきたいと思えます。

行政報告資料3の1ページをご覧ください。

KPIのところの施策②、十勝港の利活用の促進の2つ目の指標、十勝港の取扱貨物量（年間）、括弧書きで「H30実績：1,450トン」と記載がありますが、正しくは、トンの前に「千」という単位がつきますので、「千」が抜けていましたので、訂正させていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第7 令和4年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、令和4年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年度町政執行方針を申し上げます。

令和4年第1回広尾町議会定例会の開会に臨み、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、外出や移動の自粛、行事の中止などを余儀なくされ、町の経済は今までに増して深刻な打撃を受けました。

また、太平洋沿岸に及んだ大規模な赤潮の発生で、前浜水産資源は過去に例のない甚大な被害を受けました。

このような厳しい状況の中、町民皆様と力を合わせ全力で町政運営に当たってまいります。

町政に臨む基本姿勢についてであります。

私は、これまで、地域の自立と豊かな暮らしを旗印にまちづくりを進めてまいりました。今年は、4期目の折り返しの年でありますので、任期中に掲げた主要施策の各種事業を着実に推し進めてまいります。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画がスタートして2年目を迎える年であり、重点プロジェクトを中心に基本目標を具現化することにより、人口減少の緩和、地方創生の実現につながるものと確信しております。

行政の役割は、これからも広尾町で安心して住み続けたいという町民の想いに応えることであると考えます。地域の資源を最大限に生かした産業振興や商工観光振興、町民が安心できる福祉・医療・子育て・教育、そして将来を見据えた財政運営などこれまでの取組をさらに前に進めてまいります。

先の見えない時代にこそ、しっかりとした羅針盤を示し、安心して暮らし続けられ、次世代へ引き継ぐことができる魅力あるまちづくりへ、全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開であります。

この展開につきましては、第6次まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

1番目の「活力ある産業のまち」についてであります。

（1）、水産業の振興です。

本町産業の根幹をなす漁業を取り巻く情勢は、コロナ禍に加え、赤潮の影響もあり、魚価や消費の低迷に加え秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な減産などにより、依然として厳しい経営状況

が続いております。

赤潮の被害に対する取組としては、ホッキ、エゾバイ、ウニ、毛ガニなどの沿岸水産資源の生息把握を目的に実施する調査事業に対し、支援をしております。また、ウニ増殖対策、沿岸有望魚種増殖開発、雑海藻駆除やホッキ稚貝移植などの各種事業については、沿岸資源の増大を図ることのほか、事業の継続や雇用の確保を目的に漁協などの負担分を支援しております。

さらに、ウニについては、資源の回復を図るため、漁場環境の把握等の活動に国の交付金を活用し支援しております。

養殖技術の確立と新しい漁業の創出を目的に、漁協が実施するウニ養殖企業化試験事業についても引き続き支援しております。

昆布については、漁場の機能維持と資源回復のため、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、雑海藻の駆除を継続しております。

その他、ホッキなどの沿岸資源保護事業、サケのふ化放流などの資源安定増大に向けた事業や特産品の販路拡大の取組を支援しております。

マツカワについては、管内4町3漁協の広域連携により、稚魚の飼育・放流事業を引き続き実施しております。

漁業金融支援については、漁業近代化資金をはじめ、新型コロナウイルス対策支援や赤潮被害対策支援などの各資金の利子補給等を継続しております。

農業の振興についてであります。

本町農業の基幹をなす酪農は、畜産クラスター事業導入による効果をはじめ、生産者個々の経営努力や規模拡大により、昨年の生乳生産量は、堅調に推移しております。

一方、搾乳戸数の減少スピードはやや緩やかになったものの、依然として歯止めがかからず、地域コミュニティや地域経済全体への影響が懸念されます。

このような中、新たな地域おこし協力隊を採用し、農林人材育成支援センターを拠点に、農活チャレンジ応援事業に注力するとともに、第三者経営継承へのチャンネルを大きく開き、新規就農者増加の取組を推進しております。

中山間地域における草地基盤整備については、本年度から4年間にわたり公社営畜産担い手総合整備事業に取り組んでおります。

コロナ禍における牛乳・乳製品の需要低迷に対しては、消費拡大に向け、農政推進協議会を主体に関係者一丸となって影響の最少化に努めております。

また、長年の懸案でありました農村地域の光ファイバー網の整備により、先進技術の導入支援の検討を進め、本町農業の近代化・スマート化を推進しております。

3番目の林業の振興についてであります。

林業の振興では、昨年度から始動したサンタランドウッド事業の拡充に対応するため、地域おこし協力隊を増員し、様々な木材加工品を生み出し、産業につなげていく民間事業の流れをつくり「Made in 広尾ブランド」の確立に努めております。

また、第6次まちづくり推進総合計画の重点プロジェクトに共通する「廃校施設再生事業」につ

いては、官民協働型によって「憩いと賑わい」「モノづくり・コトづくり」をもたらす場の創造を理念として取り組んでまいります。

森林環境譲与税を活用した事業については、私有林の整備支援や就業環境改善支援などを行う「サンの森の環境振興事業」に、優良種苗の安定供給体制の確立を目指す「苗木生産支援事業」を追加するほか、「住宅用地域材利用促進事業」を新たに創設し、地域材を住民参加型で利活用し、持続可能な形で次世代につなぐ循環型林業の構築を目指します。

町有林の整備については、適切な維持管理に努めるとともに、本年度の完成を目指して整備を進めている大丸山林道改良事業により、観光資源でもある林道環境を充実してまいります。

有害鳥獣対策では、鳥獣被害防止計画に基づき、行政、関係団体、猟友会など地域が一体となった捕獲体制の下、有害鳥獣の個体数調整と農林業被害の軽減に努めてまいります。

(4)の商工業の振興についてであります。

商工業については、人口減少に伴う消費の低迷、働き手不足や購買力の町外流出など大変厳しい経営環境の下、コロナ禍の影響を受け、今後の景気情勢などが見通せない状況となっています。

このため、引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補填等を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業などに継続支援してまいります。

また、事業の継続と雇用の確保を図るため、商工会と連携を強化しながら地域内の経済循環に向けた迅速かつ効果的な対策を進めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊を活用し、商工会などと連携しながら雇用情報の町内一元化の仕組みづくりに取り組み、雇用の掘り起こしやまちのにぎわいを生み出すことにつなげてまいります。

住宅新築・リフォーム支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保などが図られるよう継続してまいります。

また、新しく起業を目指す創業者や商品開発の取組に支援してまいります。

雇用・労働者対策については、雇用主や労働者の福利厚生が図られるよう「あおぞら共済」制度を維持し、季節労働者の通年雇用化を推進する取組を支援してまいります。

「ふるさと納税」については、魅力あるまちづくりの形成、そして広尾町を応援くださる方々を増やし、地域経済の活性化を促進させるため、各事業者との連携強化を図りながら、多様なニーズや流行に的確に対応していけるよう、情報発信やリピーターの確保に努めてまいります。

(5)の観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、地域間連携を強化し、観光協会をはじめ十勝観光連盟、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと広域観光を進めてまいります。

観光情報の発信については、特産品を活用したスタンプラリー、フェアの拡充など観光協会と連携し、さらなる魅力向上を図ってまいります。

また、地域おこし協力隊を採用し、体験型観光の構築や特産品開発につなげる活動を関係団体と連携しながら進めてまいります。

本年度開催予定のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら、感染防止対策を徹底し、より多くの方々に安全で安心して楽しんでもいただけるよう関係機関と連携

して進めてまいります。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化については、関係機関と連携し、自然環境の保全と観光振興に努めてまいります。

サンタランド事業については、サンタランドの聖地にふさわしい景観を形成するためイルミネーションの充実を図るなど、通年で観光客を誘導していく取組を様々な情報媒体の活用により、強化してまいります。

また、サンタカードについては、さらなる魅力向上を図りつつ、ホームページを充実させ、申込方法の簡素化など申込増につながる取組を強化していきます。「子供の夢を応援するプロジェクト」については、趣旨に賛同する協力企業や地域を広げていけるよう、努力してまいります。

(6)の十勝港の利活用についてであります。

十勝管内唯一の重要港湾十勝港は、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。

十勝港の利活用では、昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に家畜飼料原料の輸入額が伸び、5年ぶりとなる輸出額も加え、開港以来2番目に多い169億2,600万円と11年連続で100億円を上回り、地域産業の発展に大きく寄与しております。

昨年度実施した十勝港の物流調査を基に、十勝を中心とした物流拠点港としての将来性及び定期航路開設への可能性を調査してまいります。

今後も飼料コンビナート関連企業や農林業関連企業等の誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開してまいります。

次に、大きな2番目の「安心して暮らせる支え合いのまち」であります。

(1)の子育て支援・地域福祉についてであります。

子育て支援については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、「子育て世代包括支援センター」で引き続き子育てに関しての総合的な相談・支援を行ってまいります。さらには、子育て世代が安心して育児ができるよう「ファミリーサポートセンター」を創設いたします。

また、スマートフォン向けアプリを導入し、成長記録や予防接種のスケジュール管理に利用していただくほか、子育て支援に関する情報の配信に取り組んでまいります。

認定こども園・保育所については、3歳以上の保育料及び副食費の無償化を継続し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

少子化対策については、昨年創設した出産祝い金支給事業を継続するとともに、妊婦健診費用の助成に合わせて、通院費や産後の母子健診費用の助成も行なってまいります。

また、新たに助産師が家庭訪問する産後ケア事業を開始し、出産直後からの育児不安の解消のため、専門的な相談を受けられるよう取り組んでまいります。

健やかに生き生きと自立して暮らすことは、町民全ての願いであります。生活困窮、障がい、介護、子育てといった複数分野にまたがる生活課題を抱えている方々を、コミュニティソーシャルワ

一カーが中心となって一体的に支援する「重層的支援体制整備事業」を新たに実施してまいります。

避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難を確保するため、要支援者に関する情報収集や、データの更新を継続し、関係機関への情報提供と避難支援体制の整備を進めてまいります。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるために、社会福祉協議会や関係団体とともに、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

(2) の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

本町の高齢化率は、40.2%と高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められております。「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の体制強化を進めてまいります。

障がい者福祉については、「第3期障害者計画」の基本目標である「誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を念頭に、障がい者が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定の下に社会活動に参加し、自立して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。

地域サポーターの協力で運営している「いきいき百歳体操」の参加啓発と普及により、自主的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指してまいります。

地域における介護予防の取組については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するとともに、広報紙などによる情報提供により、高齢者が自宅でも体を動かすことができるよう支援し、運動機能と認知機能の低下の防止を図ってまいります。

また、保健事業と介護予防の一体化の推進やリハビリ等の専門職との協働により、心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」の予防と重度化防止に努めてまいります。

さらに、「地域づくりから育つ ひろおの支え合い」を目標に、交流サロン活動のほか、様々な担い手や地域で見守り支え合う「生活支援体制整備事業」を進めてまいります。

「高齢者の外出支援のための交通費助成実証事業」の検証を行い、より地域ニーズに応えられるよう課題を整理し、買物や通院における高齢者の足の確保を図ってまいります。

あわせて、「宅配便利帳」の普及と活用の一層の促進に努めてまいります。

適切な医療介護サービスを安心して受けられるよう、相談支援体制の充実と、多職種協働による医療・介護連携の強化を図ってまいります。

認知症については、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪として、認知症サポーター養成講座の開催や、地域で見守り支え合う「チームオレンジ」の活動の充実を図るとともに、早期発見・早期対応とケアの質の向上に取り組んでまいります。

介護サービスの継続した提供が行われるよう、サービスの担い手を育成するために「介護職員初任者研修」を開催するなど、介護人材の確保に向けて、重点的に取り組んでまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、新型コロナウイルス感染症等の予防対

策に万全を期すとともに、その中においても、タブレット端末などＩＣＴ機器を活用したオンライン面会により、家族とのつながりを大切にしながら、入所者の心身の機能維持と介護業務の負担軽減を図り、引き続き、入所者が安心し、自立した生活を送れるよう努めてまいります。

また、施設の整備・維持を図るとともに災害時等の危機管理体制を確立してまいります。

(3)の健康づくりについてであります。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大状況に応じた対策について、町民へ分かりやすい情報提供を心がけ、地域で安心して過ごせるように支援してまいります。

また、新型コロナワクチン接種を希望する方が、迅速かつ安全に接種できるよう、町内医療機関と連携しながら進めるほか、感染の不安のある無症状の方を対象とした、ＰＣＲ検査費用の一部助成事業を継続してまいります。

町民一人一人の健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診等の受診率向上に取り組んでまいります。

また、健康の保持と増進のため、健康教育、健康相談、家庭訪問などの保健事業を積極的に展開し、関係団体と連携しながら、歯科保健事業や食育事業についても推進してまいります。

次に、(4)の医療体制についてであります。

国民健康保険病院は、地方独立行政法人へ移行して４年目を迎え、中期目標期間の最終年度となることから、これまでの業務実績の評価を行い、安定的な医療の提供と経営の改善に向けて、「第２期中期目標」を策定してまいります。

ＭＲＩを活用した「スマイルドック」により、脳や心臓の検査、がんの早期発見が身近な病院で可能となったため、町民に広く周知し、受診の促進を図ってまいります。

今後も、診療体制や専門外来の充実を図るとともに、入院病床を維持し、夜間・休日を含む２４時間・３６５日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

(5)の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、北海道が責任主体となってから５年目を迎えます。北海道全体で安定的な財政運営を行い、効率的な事業の推進を行っております。本町は町民と身近な関係の下、保険給付・保健事業など地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康増進に努めてまいります。また、健全な保険運営のため、加入者負担の適正化を図り、あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、「第３期特定健康診査等実施計画」に基づき、「特定健診」を実施してまいります。

平成３０年度では３３．７％であった受診率も令和元年度４３．８％、令和２年度においては５０％を達成することができました。今後も個別訪問や受診勧奨を積極的に行い、受診率の向上に努めてまいります。

さらに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を行い、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組み、医療費の抑制と国からのインセンティブ確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者

医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

大きな3番目であります。「豊かな心を育み文化を高めるまち」についてであります。

総合教育会議において策定した教育大綱に基づき、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を身につけられるよう、引き続き教育委員会と連携し、必要な資質能力を育む教育を推進してまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

大きな柱4番目であります。「住みやすさが感じられるまち」。

(1)、防災・消防対策についてであります。

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命と財産を守り、社会経済活動への影響を最小限とするため、様々な災害対策の取組を推進してまいります。

昨年7月、北海道から「日本海溝・千島海溝周辺」海溝型地震による新たな津波浸水想定が示され、12月には国から被害想定が発表されました。これを受け、新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域を反映した「津波ハザードマップ」や「WEB版防災ハザードマップ」を作成・配布するなど、住民が津波災害の危険を正しく知り、適切な避難行動を取るための啓発を行ってまいります。

本年度は、4年に1度の「総合防災訓練」を実施し、津波災害時における避難行動の検証や各関係機関の実践的な訓練などを通じて、本町の総合的な防災力の向上を図ってまいります。

また、食料や生活必需品など避難生活に必要な物資の備蓄を進めるとともに、避難所の感染症対策を進めてまいります。加えて、住民や事業所、自主防災組織に対し、物資の備蓄など日頃からの備えについて啓発を行ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き町内会を母体とする自主防災組織の設立や育成支援を図り、共助の力をさらに高め、地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、町内小中学校や高校と連携した各種訓練を実施し、防災について系統的に学ぶための支援を行ってまいります。

第6次まちづくり推進総合計画に記載された「防災公園」については、町民の意見も取り入れながら基本計画・基本設計の作成に取り組んでまいります。

台風など大雨の際の流木等については、漁業経営の安定化に資するため、海岸漂着物対策を確実に推進するよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

消防については、消防団活動への支援及び大規模多様化する災害に対応するため、引き続き消防団員の確保に向けた処遇改善を図るとともに団員の養成に努めてまいります。

また、災害時の拠点となる消防施設の管理・補修を実施し、地域における防火・防災力の充実強化を図ってまいります。

(2)の交通安全・防犯対策についてであります。

町民が安全安心な日常生活を送る上で交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通事故や犯罪は、ないことが一番であり、誰もが安全で安心な生活を送れるよう、これからも皆様と力を合わせて取り組んでまいります。

交通事故は、関わる人全てを不幸にします。交通安全対策として、これからも運転者と歩行者双方に役立つ「デイライト運動」の普及PRをはじめ、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続など、各世代に合った交通安全運動の展開を図ってまいります。

さらに、交通安全啓発に努力されている各団体、警察署と一層の協力連携を深め、交通事故の撲滅を目指してまいります。

また、犯罪の発生防止のために、町内会や防犯団体、警察署と連携を行い、自らが用心や防犯を意識し、町民同士が助け合えるまちづくりを保ってまいります。防犯に役立つ様々な情報を随時町民の皆さんに提供し、誰も被害に遭わない、安全で安心できるまちづくりに努めてまいります。

消費者保護対策については、悪質商法や特殊詐欺など、巧妙化する犯罪行為が後を絶たず、消費者の自主対策意識を高める取組が求められております。

町民が安全・安心な消費生活ができるよう、消費者対策パンフレットなどの配布や消費者相談員の配置を講じるとともに、広報紙や防災行政無線などを活用し、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

（３）の道路交通・公共交通対策についてであります。

高規格道路帯広・広尾自動車道は、十勝港への物流機能の向上をはじめ、災害対策、救急医療、観光振興など本町のまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。「大樹・広尾間」については、広尾市街までの全線新設が認められ、忠類大樹・豊似間の工事が進められております。今後も期成会を中心に町ぐるみで全力を挙げて要望活動に取り組み、一日も早い全線開通を目指してまいります。

町道については、日頃より保守点検を行いながら、安全な通行を確保するため、維持補修や道路整備を計画的に実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう、迅速に通行の安全を確保するため、丁寧かつ効率的な態勢整備に努めてまいります。

公共交通については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内路線バスの利用が低迷するなど依然厳しい状況にあります。

十勝バス広尾線については、利用の減少に加え、国の補助金の減額により、沿線自治体の費用負担が増加しております。今後、バス利用者へのアンケート調査などにより意向や利用状況等を把握し、沿線市町村と関係機関で構成する協議会において費用負担の軽減に向けた協議を行うとともに、公共交通のメリットをアピールしながら住民の利用促進を図ってまいります。

J R北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、地域住民の利用状況を踏まえ、今後の方向性について、えりも町と引き続き協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサント号」については、住民にとって必要性が大きいため、今後も利用の促進を図り、路線の維持に努めてまいります。

（４）の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、町内にある危険な空き家等の把握に努め、取壊しに対する助成制度を継

続し、住民の安全で安心な住環境を維持するとともに景観意識の高まりを図ってまいります。

適切な管理が行われていない空き家等については、引き続き個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

(5) の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、引き続き町民の皆さんの理解と協力を得ながら、一層ごみの減量化に努め、資源リサイクルを推進してまいります。町民意識の高揚を図り、資源循環型社会の実現に向け、取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と情報交換を深めて連携を強化し、住民意識の高揚を図り、引き続き清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

(6) の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、管網整備計画に基づき、老朽配水管の整備・改良を実施し、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、水道水の安定供給に一層努めてまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な整備と更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(7) の脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用についてであります。

国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。これを受け、北海道は「ゼロカーボン北海道」の推進を打ち出し、十勝管内の幾つかの自治体において「ゼロカーボンシティ」が宣言されるなど、各地域で脱炭素化に向けた取組が積極的に進められております。

本町は、二酸化炭素を吸収する森林資源が豊富なことに加え、家畜ふん尿、太陽光、風力、波力など様々な種類の再生可能エネルギーに恵まれておりますが、それらを有効活用し、地方創生や地域の課題解決につなげる取組が求められております。

本町におけるゼロカーボン実現に向け、各課が連携し脱炭素化や再生可能エネルギー活用に関する情報を共有する体制を構築するとともに、定住自立圏構想の枠組みを活用した十勝圏全域でゼロカーボン実現を目指す取組へ参画し、今後、本町が取り組むべき脱炭素化や再生可能エネルギー活用の方向性について検討してまいります。また、公共施設の照明のLED化にも取り組み、省エネルギー化を図ってまいります。

さらに、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動として、節電やごみの減量化、フードロスの削減など、省エネルギー、省資源、環境負荷軽減の取組について、町民への啓発を行ってまいります。

大きな柱の5番目であります。「次世代に引き継ぐことができるまち」についてであります。

(1) の町民が活躍するまちであります。

町民のまちづくりへの参加意識の向上を図るため、町民がまちづくりについて日頃思っていることなどを話し合う「まちづくり町民みらい会議」を開催し、まちの課題解決に向けたアイデアを引き出すとともに、将来のまちづくりを担う人材の育成につなげてまいります。

また、町民自らが主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、継続して財政的な支援を行うことにより、まちづくりへの町民参加をより一層推進してまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員の担い手が確保できないことに加え、コロナ禍も相まって活動が停滞するなど、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、町では各地域の実情に寄り添いつつ、コミュニティ機能の維持に向けたあらゆる支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら広報活動への「町民参加」をより一層進め、地域の魅力から身近な情報まで幅広く分かりやすい情報発信に努めてまいります。

広聴活動については、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供し、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2) の行財政運営についてであります。

地方交付税の減少など厳しい地方財政状況が続く中、本町の昨年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約134億円と依然として高い水準にあります。

新型コロナウイルス感染拡大や赤潮被害が地元経済に与える影響は計り知れないものがあり、今後の財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第5次行政改革大綱の後期の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、将来の世代に大きな負担を残さないよう、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

近隣市町村が、広域化する行政課題への確に対応するため、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

町では、地方創生に向けた様々な事業に取り組んできたものの、これからも少子高齢化や人口減少の進行が予想されております。一方でコロナ禍を契機として、都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハンデとみなされてきた広域分散型の地域構造、首都圏からの距離などを強みに転換できるチャンスが訪れました。今後、ポストコロナを見据えながら、若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地方創生の取組をさらに推進してまいります。

第2期総合戦略や第6次まちづくり推進総合計画には、まちの活性化に向けた様々なプロジェク

トを掲げております。各種プロジェクトの推進に当たり、産業団体をはじめ関係機関と連携・協力して取り組んでまいります。また、移住・定住の促進や、都市部との交流などをさらに進めるため、地域おこし協力隊を配置してまいります。

移住定住対策では、就学のために貸付けを受けた奨学金の返還に対する助成を新たに行うことにより、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、まちの将来を担う若い世代の定住と就業の促進を図ります。また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、南十勝町村との連携によるオンライン移住ツアーの実施や移住パンフレットの製作により、移住希望者が本町での生活イメージを具体的に持つことにより、移住へとつながるよう取り組んでまいります。さらに、東京圏から登録事業所等への就業により本町に移住・定着した方に対し、移住支援金を支給し、働く世代の移住を促進します。

結婚対策では、新規に結婚した世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに交流イベントを実施し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組めます。

地域間交流については、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を継続し、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

現在の地方自治体には、様々な課題が次々と生じてまいります。これらの課題に向き合い、職員共々「町の未来に希望が灯る広尾町」を次世代へ引き継いでいくため、全身全霊を傾注してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度の町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

◎日程第8 令和4年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、令和4年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和4年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに。

人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、グローバル化の進展などを背景に社会の変化が加速度を増していくとともに、情報通信技術の高度化や、新型コロナウイルス感染症の克服など、生活や社会の劇的な変化への対応が求められる中、自ら主体的に学び行動する人材を育む教育の役割は、ますます重要となっております。

そのため、新たに必要となる知識やスキルを身につけられる環境づくりの必要性が高まっております。

そして、子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせるかを社会と共有・明確にし、必要な教育を具体化する教育課程において、社会との連携及び協働する「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが重要であります。

各学校におけるコミュニティ・スクールでは、各校とも地域住民からの要望を重点教育目標として掲げ、教育課程を通して、学校教育がよりよい社会を創るという理念を学校と地域が共有してまいります。また、「広尾っ子応援団本部」では、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互に連携・協働して、様々な活動を進めてまいります。

町民一人一人が、生涯において学び、活躍できる環境を整えるため、出前講座や自主講座をはじめとする学習機会や、社会教育・スポーツ団体への支援を充実していかなければなりません。社会人や高齢者の学び直しやライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、学びを通じた地域づくりを目指してまいります。

教育委員会といたしましては、これまでの生涯学習の取組や成果、課題を検証し、家庭教育・学校教育・社会教育の関係機関や各団体との連携を進めながら、教育行政の推進に努めてまいります。

学校教育関係であります。

新型コロナウイルス感染症が長引く中、社会の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験のみで課題を解決することが一層困難な時代であります。こういった変化を乗り越えていく子どもたちには自分のよさを認識し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長していく力が必要となってきます。

この自己のよさの認識や他者と協働していく力を育むためには、地域総がかりで子どもたちを育むことが大変重要であります。コミュニティ・スクールを活用し、「社会に開かれた教育課程」として実現を進めてまいります。

令和2年度から実施している、学校力向上に関する総合実践事業では、新しい時代を見据えた学校づくりを、学校管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって、包括的な学校改善を推進してまいります。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小・中学校に教員補助員を配置するとともに、中学校に教科指導助手を配置し、指導の充実を図ってまいります。

令和3年度から児童生徒に1人1台配付したタブレットを利活用してICT教育を実施しております。今後、デジタル教科書をはじめとするクラウド教材などにより、学びへの意欲・関心を高める効果的な活用を行ってまいります。

ICTの活用では、インターネットの利用によるトラブル等でいじめにつながるリスクもあることから、利用上のマナーや情報モラルを含む情報活用能力の育成についても家庭や関係機関とも連携しながら、対応に万全を期してまいります。

さらに、道徳教育を通じて物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める道徳的判断を養い、いじめを防止する学校の体制づくりを推進してまいります。

さらに、学校生活の心理テストであるハイパーQ-Uテストを実施し、いじめの未然防止や児童

生徒の学校生活の質の向上に努めるとともに、困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防と、食育推進計画による望ましい食習慣の形成等を通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図るとともに「学校の新しい生活様式」の徹底等、新型コロナウイルス感染症に備えた取組の充実を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、これからのグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣事業につきましては、異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を図るため、効果的な事業内容を検討してまいります。

特別支援教育については、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立して社会参加が図られるよう、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、切れ目のない組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進するとともに、十勝教育局による出前講座の導入など、実践的指導力を養い、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、令和4年度は小学生10名を西海市から受け入れる計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に活かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、学校間の連携についても、コミュニティ・スクールを軸とした小・中・高連携をさらに推進してまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、災害時には避難施設としても重要な役割を担っています。

今後も計画的な施設の適切な維持管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として学校給食を活用し、食育の推進に努めてまいります。

次に、社会教育関係であります。

コミュニティ・スクールでは、生涯学習コーディネーターを配置し、「広尾っ子応援団」の活動を

促進、より一層、家庭、学校、地域、それぞれの教育力を活かしながら、連携した事業の取組が円滑に進められるよう努めてまいります。

第3次の広尾町生涯学習推進計画については、関係機関等と連携して取り進めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを超えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向け支援してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正な管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、昨年に引き続きクイズラリーなどを通して、多くの方々に来館していただき、効率的な運営を図ってまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図ってまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、引き続き保全活動を行うとともに、北海道大学の協力の下、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正な管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの研究等、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、スポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設につきましては、利用者のニーズに応えるべく適正な管理に努めてまいります。

図書館については、町民が利用しやすい環境の構築に努めてまいります。

また、「図書館サークル」「ブックスタート」「出前おはなし隊」など、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として、支援を実施してまいります。

結びになります。

以上、令和4年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成27年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携の下、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和4年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許し

ますので、本日の午後3時までには具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 報告第4号

- 1、議長（堀田） 日程第9、報告第4号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

西通排水区流末改修工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、令和4年2月4日であります。

専決処分の理由であります。令和2年議案第50号、第116号により議決をいただき、令和3年度に繰り越した西通排水区流末改修工事の請負契約の締結について、本工事の施工に当たり、施工数量及び施工内容の精査のため、設計変更による請負契約の変更を行ったものであります。

変更の内容であります。2の契約額を7,167万6,000円から7,108万2,000円とし、59万4,000円を減額したものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第4号 専決処分の報告について終わります。

昼食のため、休憩します。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第10 議案第5号

- 1、議長（堀田） 日程第10、議案第5号 広尾町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第5号 広尾町小規模企業振興基本条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国において平成26年度に制定された小規模企業振興基本法の趣旨等や、本町の小規模企業の現状を踏まえ、人口減少における本町経済の持続的発展に不可欠である小規模企業振興を明確に位置づけるため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせていただきますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本条例は、小規模企業の振興に関し、本町の基本的姿勢や方向性を定めるもので、いわゆる理念条例と言われるものであります。

第1条におきましては、本条例の目的を規定しております。小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、町の責務、事業者及び商工会の役割、小規模企業の振興に関する施策を定め、推進することで、本町経済の健全な発展などに資することを目的としております。

第2条は、本条で必要となる定義を定めるものです。小規模企業者及び商工会を定義づけております。

次のページです。

第3条は、本条例の基本理念となります。小規模企業の振興について小規模企業の果たす役割を認識し、自らの努力を尊重しながら、国や関係機関と連携を図り、成長、発展などが図られることを旨として推進することを基本としております。

第4条は、第1条の目的を達成するために、第3条の基本理念に基づく基本的施策を規定するもので、小規模企業の活力を図るための必要な施策や支援を示しております。

第5条は、基本理念に基づく町の責務を規定するもので、必要な助言、情報の提供、その他の支援を講ずる内容を示しております。

次のページ。

第6条、第7条は、事業者及び商工会の役割を規定するもので、施策が効果的に実施されるよう、国、道、町、商工会やその他関係団体との協働及び連携を推進していくことが示されております。

第8条は、町の責務における財政上の措置を規定するものです。

第9条は、委任に関する規定です。

最後に附則です。本条例は、令和4年4月1日から施行するものとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 広尾町小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本町においても同様に改正を行うものであります。

主な改正内容は、2点ございます。

1点目は、非常勤職員、会計年度任用職員であります。この育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和であります。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境整備等の措置の義務づけでありまして、当該制度の周知などとなります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、補足説明を申し上げます。

議案資料をお願いいたします。

1 ページでございます。

先ほど町長からご説明申し上げました主な改正点の1つ目、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和についてでございます。

現在の育児休業及び介護休暇並びに育児時間、介護時間の取得要件、こちらにつきましては、資料2の(1)の①と②になりますけれども、取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止し、あわせて、規則で定める子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件、こちらのほう、資料2の(1)、規則改正の③になりますけれども、取得要件のうち「6月以上勤務している」との要件を「6月以上の任期が定められている又は6月以上勤務している」に改正することで、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等が取得できることになります。

2点目の育児休業を取得しやすい勤務環境整備に関する措置等の義務づけでございますが、妊娠、出産等を申し出た職員に対し、個別の制度周知や育児休業取得の意向確認、相談体制の整備等をするものであります。

次のページから新旧対照表となつてございますので、後ほどご確認いただければと思います。

なお、附則において、本条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第7号 広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第7号 広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、旧野塚小学校の有効利用のために設置した野塚交流館に関して、住民相互の連帯意識を高揚し、地域活動の拠点の場とする現行条例から、憩いと交流の場を提供し、教育文化の振興及び森林資源はじめ地域に現存する様々な価値の再発見と伝承並びに観光の振興を図るとともに、地域の活性化に寄与する公の施設として再生するに当たり、その設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるため、全部改正方式により提出するものであります。

詳細につきまして、担当課長より補足説明をいたさせますので、議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

平農林課長。

1、農林課長（平） それでは、補足を申し上げます。

議案書の8ページから14ページまで及び議案資料の5ページから13ページまでをお目通しください。

さて、本案は、平成28年2月に策定されておりました第1期総合戦略の施策、集いの森プロジェクトを復活させようという取組でもございまして、そこに当たっては、まず第6次総合計画の着実な推進に意を用いたところであります。

とりわけ本町の豊かな森林、それから自然に宿る様々な資源や価値を生かしまして、地域経済に好循環を生み出す形を仕掛け、また、地域活性化のために広尾全般の豊かさやにぎわい、安らぎといった空間を提供していく拠点として野塚交流館を再生するために、現行条例の大半を見直す全部改正によって、本則及び附則におきまして必要な規定を再編・整理しようとするものでございます。

議案書を願いいたします。

条例の内容といたしましては、第1条では設置目的、第2条では施設の名称及び位置を規定しております。

お手数ながら、議案資料5ページのイメージ図をちょっとご覧いただきたいと思います。

図面下が交流館1階の平面図でありますけれども、左側4室ほどを囲む右上げの斜線部分が条例第2条、表の下段にあるサンタランド工房であります。1階のそれ以外と2階の全室を含む右上げ斜線部分が表の上段、集いの杜というふうにゾーン分けをしております。

次に、第3条では、交流館で実施する事業について6つの内容を規定しており、第4条から第9条までは施設の利用に関する事項として、使用許可の手続や制限、子ども用遊具施設の使用に伴う安全確保の規定、入館の制限や許可の取消しを行う事項等について、それぞれ規定をいたしております。

第10条では、施設の使用料の額を別表において定めること並びにその納付方法、第11条及び第12条では、使用料の減免とその還付について規定しております。

次に、第13条及び第14条では、使用を終了したときの原状回復義務と施設等を毀損したときの損害賠償義務を定めるところでございます。

第15条から第17条までにつきましては、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項についてを定めております。

次に、第18条から第20条までは、使用料に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができること及びその利用料金の減免並びに還付ができること。

第21条では、委任規定といたしまして、条例の施行に必要な事項を規則で定めることとしております。

最後に、附則第1項の施行期日の関係では、公布の日から起算いたしまして、9月を超えない範囲内において規則で定めることを規定しております。

第2項では、使用の許可その他の準備行為は、条例の施行前においても行うことができることを規定しております。

以上、本案の補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第7号 広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日4日から6日までは休会とし、7日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時15分